

子育てセミナーに参加してみませんか ～子育ての法則を知る～

家庭を明るく、和やかにするための日常生活の法則(くらしみち)を学びます。法則を知ることにより子育ての自信と安心が高まります。

講話のあとは、講師(生活倫理相談士)を囲んでお茶を飲みながら、悩みを気楽に話したり、聞いたり、アドバイスをもらったり…

Peace of mind 安心 Interaction 交流 Parent 親 Positivity 前向き Open 開かれた場所

“ほっとできる居場所 PIPPO” 初めての人も大歓迎！ 子育ての合間のリフレッシュにぜひご参加ください。

テーマ：変化に強い子に育てるには
～トラブルに負けない～



日時：2月15日(日) 10時～11時30分

場所：町中央公民館 第2会議室

※個別相談可、無料託児あり(託児が必要な場合は申込時に予約してください)

講師：一般社団法人 倫理研究所 中瀬加依心

対象者：妊婦から中学生までの子を持つ親

参加費：500円

申込方法：メール familyethicsyoro@outlook.jp

インスタグラム @pippo_yoro または申込フォーム(右記QRコード)



申込フォーム

問 一般社団法人 倫理研究所 家庭倫理の会 養老

高木 ☎090-9945-4059 または 大橋 ☎090-1627-5507

5月21日から民事訴訟手続きのデジタル化が始まります

これまで、民事訴訟手続きでは、書類を提出するために裁判所へ持参していただくか、郵送していただく必要がありました。また、訴訟記録を閲覧する場合には、裁判所に向向く必要がありました。これからは、これらの手続きをオンラインで行うことができるようになります。

訴状や証拠などのオンライン提出など

訴状、準備書面、証拠などをオンラインで提出できるようになります。また、これらの書類や裁判所から送られる判決書などを、オンラインで受け取ることができるようになります。

訴訟記録の電子化、オンライン閲覧

提出された書面などは電子データで保管され、判決書や調書なども電子データで管理されます。これにより、当事者などであれば、オンラインで裁判記録を閲覧できるようになります。

ウェブ会議で期日に参加

民事訴訟の期日では、裁判所の判断によりウェブ会議で参加することが可能となっています。
(※令和6年3月1日に先行施行)

詳しくは裁判員制度ウェブサイト

(<https://www.courts.go.jp/saiban/minjidejitaruka/index.html>)をご覧ください。



民事裁判手続きのデジタル化について

問 岐阜地方裁判所事務局 総務課 ☎058-262-5122